

## 令和2年度事業計画

北海道内の経済は、継続的な経済対策により「緩やかな回復基調が続いている」とされていましたが消費増税の影響により個人消費が足踏みするなど「持ち直しが鈍化している」状況にあります。雇用情勢につきましては、改善が進んでおり有効求人倍率が1.2倍程度にあるなど、人手不足感が続いている状況です。

当センターの受注額は、請負については前年度より減少しましたが、派遣事業については前年度並みを維持していたことから、全体として微減となっております。

また、会員数は、少子高齢化の状況は変わらず会員となりうる層にあまり変化はありませんが、官民の定年延長等の影響で減少の傾向にあります。

シルバー事業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少している中で、国の成長力を確保していくため働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが重要でありシルバー人材センター事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は大きなものになっています。企業の人手不足等からシルバー人材センターにとっては「追い風」となっており、各方面から大きな期待が寄せられています。

これらに 대응して、「会員増」及び「事業の拡大・多様化」を進めていくことが当センターの最重要課題と位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

そのため、従来の取組に加え北海道シルバー人材センター連合会と連携し「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用した「入会説明会」の実施、役職員による「企業訪問による就業開拓」を進め、更なる会員増、事業拡大に努めます。

このため、役職員及び会員が一丸となり、広報や啓発活動をはじめ、様々な活動を展開し、登別市の協力を得ながら地域社会から親しまれるセンターづくりを基本とした事業運営に取り組んでまいります。

令和2年度に取り組む事業項目を、次のように決めました。

### 総務関係

#### 1 各種会議の運営

センターの業務執行決定機関である理事会をはじめ、各部会、委員会を適時に開催し事業の適正な運営を行っていきます。

#### 2 会員入会の促進

高齢者が臨時的かつ短期的な就業を通して、地域社会の中で生きがいを持って健康で豊かな生活を送ることが、シルバー事業の理念です。また、新規会員の加入促進を図ることは、安定的な受注を確保するうえで重要なことであり、会員、役職員が協力しあい、健康で働く意欲のある会員の入会を促進してまいります。

(1) 会員と役職員で協力し合い、口コミ等による「会員ひとりが一人の加入促進」運動を引

き続き実施し、会員入会の促進に努めます。

- (2) 毎月、「第2木曜日」と「第4水曜日」に『入会説明会』を開催し、シルバー事業に対する理解と協力を得て会員の入会に努めます。
- (3) 会員の入会促進を図るため、就業の開拓の取組みと併せて、新規会員、特に、女性会員の入会に努めます。
- (4) 高齢者活躍人材確保育成事業を活用した入会説明会を実施します。

### 3 行政機関や各種団体等との連携

事業の円滑な運営のため、登別市や関係機関・団体等をはじめ、北海道シルバー人材センター連合会及び他市センターとの情報収集等に努めます。

### 4 情報の提供

インターネットや会報の発行、並びにボランティア活動など様々な機会を通じて会員及び市民への情報の提供に努めます。

- (1) センターの事業計画書、収支計算書等について、一般の閲覧に供するなど情報公開に努めます。
- (2) ホームページの内容を随時更新し、より新しい情報発信に努めます。
- (3) 会報「よろこび」を年4回発行し、会員や賛助会員等に配布します。
- (4) 市の公共施設等に、シルバー人材センターのパンフレットと会報「よろこび」を置き広報活動に努めます。
- (5) 市民との触れ合いやシルバー人材センター事業の理解を深めてもらうために、「第10回シルバーまつり（2020）」は、令和2年9月27日（日）に開催します。

### 5 会員組織の充実

センターの運営状況や事業活動、各種行事等をテーマに役職員、事務局そして会員との意思疎通を図ります。

- (1) 地区別懇談会を開催し、会員の意見要望を聴取して組織の活性化に努めます。  
令和3年2月16日（火）・17日（水）・18日（木）に開催します。
- (2) 地域班独自の懇談会や交流会等の開催にあたっては、センターの助成制度の積極的な活用を周知し、支援に努めます。

### 6 事務局の効率的な運営

事務局内における情報の共有化を図り、各種研修会等への参加によって、職員の事務処理能力の向上に努め、業務の円滑な運営と効率化を促進してまいります。

- (1) 北海道シルバー人材センター連合会の主催する各種の会議等に積極的に参加し、職員としての資質向上に努めます。

### 7 地域社会参加活動

地域社会に親しまれるシルバー人材センターを目指し、市民の理解・関心の向上のため、会員と役職員が協力し合い、ボランティア活動を実施します。

(1) アイラブロード（市道カルルス路線）の美化事業への参加（7月中旬）

## 8 財政基盤の強化

財政基盤の確立を図るため、国、市からの補助金の増額や事業拡大に努めます。また、全国シルバー人材センター事業協会の要請活動と併せ登別市長に独自要請を行います。

## 9 基本計画の推進

令和2年度を初年として、計画の推進を図り、検証を行います。

## 10 理事会の活性化

各分会、各委員会の組織運営の活性化に努め、合同会議の開催、理事の資質向上を図るための研修会を開催します。

(1) 理事の他市シルバー人材センターとの研修会を実施します。

(2) 理事会と事務局との情報の共有化に努めます。

## 11 福利厚生の実施

要綱に定める福利厚生施策を実施します。

# 事業開発関係

## 1 仕事量の確保

事業の普及啓発と就業の確保・開拓に向けての取り組みに努めます。

(1) 「会員一人が一就業開拓」を合言葉に、会員各自が近隣への口コミ活動、役職員が一丸となり、市内企業、団体や賛助会員などへの訪問活動を通して、会員の就業機会の拡大に努めます。

(2) 労働者派遣事業の一層の推進を図るため、北海道シルバー人材センター連合会と連携・協力のもと、会員の就業機会の拡大に努めます。

(3) シルバー事業の活用と新規会員の加入促進を目的として、10月シルバーの日に大型店舗前でパンフレット等を配布する啓発活動を行います。

(4) 市広報誌にパンフレットを折込み、全戸配布し、会員の増加及び受注の拡大を図ります。

## 2. 就業機会の適正化

(1) 会員の就業機会の公平化を図るため、可能な限り就業のローテーション化を図り、就業人員の拡大に努めます。

(2) 公共施設就業現場の実態把握としてパトロールを実施し、改善点があれば是正に努めます。

(3) 就業経験のない仕事へのチャレンジを呼びかけるなど、ミスマッチの防止解消に努めます。

### 3. 会員の能力向上

発注者から信頼される就業に向け、会員の技能・技術等の向上を図るための技能講習会を実施します。

- (1) 就業のために必要とする技術と技能の向上及び安全意識の高揚を図るため、技能講習を実施します。また、新規就業希望者への技能講習を、随時実施します。
  - ・ 草刈講習 5月 8月（その他必要に応じ、随時開催）
  - ・ 剪定講習 6月 9月
- (2) 剪定新規就業会員の初期投資負担軽減策として、器具の一部（脚立・電動バリカン）を希望会員に対し期間限定で無償貸与支援します。
- (3) 新入会員が不安なく就業できるよう、就業相談を実施します。

年2回 10月下旬・3月下旬
- (4) 外部講師による全会員を対象とした、接遇研修を実施します。

年1回 7月

### 4. 自主事業の調査・研究

自主事業について、会員の就業に適した事業の可能性を調査・検討していきます。

- (1) 新規事業、既事業の発展・改善、会員の増加、安全諸施策等に関し会員からの積極的な意見提案を促し業務の推進に努めます。
- (2) 生活支援事業の業務拡大について、福祉関係事業所との連携を図り推進に努めます。
- (3) 生活支援事業の拡大には、女性会員の増強を図り、その増強策について、総務部会と連携しながら検討します。

## 安全就業関係

### 『令和2年度 事故防止重点実施項目』

スローガン

《安全第一 事故ゼロを目指そう》

#### 1 安全就業の徹底と事故防止

「安全は第一であり、すべてに優先する。」を合い言葉に、無事故を目指します。

- (1) 安全就業実施計画を作成し、年間をとおして安全就業の推進を図ります。
- (2) 新入会員には、シルバー人材センター安全のしおりを配布します。
- (3) 安全就業委員会において、安全就業委員及び安全対策推進員による就業シーズンの最盛期である7月から10月の繁忙時期に重点実施期間を設け、安全パトロールを実施します。この外、必要に応じ安全パトロールを実施します。
- (4) 会員に対し、「安全標語」の募集を行い入選作品について会員に周知します。
- (5) ヒヤリ・ハット体験事例の報告を求め、安全意識高揚に努めます。
- (6) 新規受注にあたっては、事前に発注者宅を訪問・下見し、仕事の内容や就業形態等を確認してから会員への提供に努めるなど、会員の安全かつ適正就業の確保に努めます。
- (7) 作業中の安全意識を高めるため、安全ワッペンを新規就業会員に配布します。

(8) 事故を起こした会員は、事故報告書を提出します。

## 2 安全就業普及活動の実施

- (1) 会員の安全就業啓発のため、定時総会時に併せて「安全宣言大会」を実施し、事故防止の意識高揚に努めます。
- (2) 全国安全週間及び安全就業強化期間に併せ、「安全宣言式」を実施し、安全確認の徹底を図ります。
- (3) 「安全だより」及び「事故速報」等を発行し、安全就業に関する意識の高揚を図ります。

## 3 会員の健康管理

- (1) 就業にあたって会員の健康管理が最も大切です。日常的な健康管理はもちろんですが、年1回は自主的に健康診断を受診するよう積極的に奨励するとともに、受診結果の報告を求めます。
- (2) 登別市担当グループの協力を得て、会員の健康維持のための「健康講話」を開催します。
- (3) 登別市消防署の協力を得て、救命処置要領等の修得のための「救急救命講習会」を開催します。(公共施設に就業している会員は受講すること。)

## 4 交通安全

多発する交通事故、高齢者ドライバー運転等についての交通事故防止のため、関係機関の協力を得て、「交通安全講話」を開催します。また、登別市主催の交通安全運動(人と旗の波街頭啓発運動)に参加します。

## 5 情報収集と自己研鑽

他団体等の各種行事に積極的に参加し情報を収集するとともに、自己研鑽を図ります。

### 指定管理者としての施設管理

指定管理者として、管理運営する登別市労働福祉センターについて、市との協定書等に基づき、適正な管理運営に努めます。

### 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他軽易な業務に係わる就業を希望する高齢者等に関係機関と連携し、職業紹介事業を行います。